

# 日本企業が活用可能な ベトナムにおける新規 事前確認制度 (APA)

EY税理士法人  
アーンスト・アンド・ヤング・ソリューションズ LLP (EYシンガポール事務所)  
アーンスト・アンド・ヤング・ベトナム・リミテッド (EYベトナム事務所)

## Contents

1. はじめに
2. 導入された事前確認制度 (APA) について
3. ベトナムのAPAと日本のAPAの比較
4. ベトナムのAPAによる日本企業への便益

\* 本稿は、海外の国々で導入された新しい事前確認制度と、当該諸国で事業を行う日本企業がその新しい事前確認制度をどのように利用できるかを紹介することを目的としている。同様の内容を含んだものとして、「月刊 国際税務」2014年4月号に掲載された香港の新しい事前確認制度に関するものがあり、今回は、ベトナムの新しい事前確認制度を対象としている。

## 1. はじめに

日本は、ベトナムにとって最大の投資国の一つである。2014年上半期においても、日本は、ベトナムへ350億ドル<sup>1</sup>の投資をしている最大の投資国となっており、投資額の増加は続いている。

日本企業のベトナムへの投資額は、2012年の25.7億ドルから2013年には27.8億ドルへと増加しており、今後のさらなる伸びが見込まれている。JETROの調査によると、ベトナム国内で活動している日本企業435社の内、約70%が今後の事業拡大を計画しているということである<sup>2</sup>。

1. Vietnam+, ベトナム:日本の投資家にとっての魅力、<http://en.vietnamplus.vn/Home/Vietnam-an-attractive-destination-for-Japanese-investors/20148/53724.vnplus> (2014年8月29日に閲覧)
2. アジア・オセアニアにおける日本の関連者に対する調査 (2013年度)、2013年12月、17頁

日本とベトナムの間には、1995年12月31日発効の二重課税防止条約<sup>3</sup>が締結されている。この条約は、ベトナムで事業を行う日本企業及び日本で事業を行うベトナム企業に対して、税務の確実性を担保し、経済及び通商に係る日越二国間関係の強化及び発展を図るものである<sup>4</sup>。さらに、事前確認制度の導入によって、両国企業は二国間での国外関連者間取引に関して両国での税務上の取扱いに係る不確実性を排除することができることになる。

日本は、1987年に、世界ではじめて事前確認制度を導入した国である<sup>5</sup>。日本の税務当局は、2013年までの間に1,306件の他国との二国間事前確認の合意実績を有しており<sup>6</sup>、豊富な経験を蓄積している。一方のベトナムでは、税務管理に関する改正法が2013年7月1日に施行され、事前確認制度申出のプロセスに関して詳細に定められたCircular 201(通達201号)が2014年2月5日に発効された。

この法的枠組みを利用することにより、日越間の国外関連者間取引に係る移転価格が適正であるという日越両税務当局の合意を得ることが可能となるため、ベトナムで事業を行う日本人にとって、この新しい制度の活用は日越間の国外関連者間取引の税務上の不確実性及び二重課税リスクの軽減を図る上で、検討に資するものであるといえる。

## 2. 導入された事前確認制度(APA)について

ベトナムでは、2013年7月22日付け布告第83号<sup>7</sup>による事前確認制度の導入後、財務相がCircular No.201<sup>8</sup>により、事前確認制度の申請に関する詳細な指針を発表した。

Circular No.201に記載されている事前確認制度の主な目的は、以下のとおりである。

- ▶ 税務行政の効率改善
- ▶ 企業のコンプライアンスコストの削減

- ▶ 事業内容及びその性質に基づいた、法人税の観点からの稼得すべき適切な利益を反映した関連者間取引における独立企業間価格の算定
- ▶ 二重課税及び脱税の防止
- ▶ 関連者間取引の独立企業間価格の算定に関連する係争又はリスクの軽減

## 3. ベトナムのAPAと日本のAPAの比較

ベトナムにおいて導入された事前確認制度は、日本の制度と概ね同様の制度となっている。例えば、日本の事前確認制度と同じく、関連者間取引の適切な対価を決定するにあたり、ベトナムの制度でも独立企業原則を基にしている<sup>9</sup>。また、日本と同様に、国内事前確認と二国間事前確認を選ぶことができる。ただし、日本の国税庁では、二重課税を排除し、申請者に対し確実性を提供するために、二国間事前確認を推奨している。

日本とベトナムの事前確認制度の違いとしては、一つに事前確認の遡及的適用の取扱いが挙げられる。日本では、確認申出法人が確認事業年度前の各事業年度に事前確認の遡及的適用の申出をした場合に、その事前確認の申出が相互協議の申立てを伴うものであり、かつ事前確認に適用されている独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときには、という条件付きではあるが、事前確認の遡及的適用(ロールバック)に関する事務運営要領が規定されている<sup>10</sup>。

一方ベトナムでは、遡及的適用(ロールバック)に関して明確には規定されていない。ベトナムでは、独立企業間価格が設定されていない事前確認の確認対象外の取引であっても、その取引が事前確認の確認対象取引と同様又は類似している取引である場合には、租税管理法第34条(追加税務申告)に基づき、事前確認において承認された移転価格算定方法を適用し、納

3. 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定
4. 租税条約の締結により、ベトナム居住者の日本を源泉とする特定の所得(配当10%、利息10%、ロイヤルティ10%)に対する源泉徴収税率が下がり、その結果としてベトナムと日本の居住者間の事業活動が増加する結果となった。また、一方の国の居住者がもう一方の国に対して支払った税額と同額の控除を居住国で受けられることになったことにより、二重課税が回避されることとなった。
5. 事前確認の状況(APALレポート)平成15年
6. 1987年から2002年まで、258件の二国間の案件が処理された(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成15年」)、2003年では39件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成16年」)、2004年では49件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成17年」)、2005年では65件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成18年」)、2006年では84件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成19年」)、2007年では82件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成20年」)、2008年では91件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成21年」)、2009年では105件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成22年」)、2010年では128件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成23年」)、2011年では135件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成24年」)、2012年では129件(参照「事前確認の状況(APALレポート)平成25年」)、2013年では141件(参照「平成25事務年度の「相互協議の状況」について」)
7. 税務管理に関する法及びその改正法に記載された複数の条項の実施において
8. 事前確認に関するガイダンス
9. Circular201、第3条第1項及びSTML第66条第4項
10. 移転価格事務運営要領5-23

税者が課税所得を調整することが認められている。しかし、上記の「事前確認対象外の関連者間取引」が事前確認の確認対象期間前の取引を含むかは明確にはされていない<sup>11</sup>。

また、日本の事前確認制度が事前相談の匿名性を認める一方で、ベトナムの事前確認関連法令にそのような規定はない<sup>12</sup>。両国の事前確認制度の比較の概略は、以下のとおりである。

通達201号	移転価格事務運営要領
定義	
<p>APAは、税務当局と納税者との間、又はベトナム税務当局、納税者及びベトナムと租税条約を締結している他国の税務当局との間で結ばれる、拘束力のある合意であり、一定期間における課税額の算定、移転価格算定方法及び独立企業間価格について、これらを事前に定めるものである。また、APAは、納税者が法人税申告書を提出する前に締結されるべきものである。(第2条第1項)</p>	<p>税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。(1-1(35))</p>
恒久的施設及びAPA	
<p>APAは、関連組織、組織に含まれる関連法人、複数の所在地(他国・領土を含む)で事業活動を行う組織を対象とする。</p> <p>ここでの組織及び法人とは、ある企業の恒久的施設又は本社を指す。それぞれの恒久的施設は独立企業(納税者)であり、本社や他の恒久的施設とは独立していると考えられる。</p>	<p>APAは、日本に恒久的施設を有する外国法人とその外国法人の関連者との間の取引を対象とする。本店が所在する国の税務当局から事前確認に類する申出に係る相互協議の申し入れがあり、かつ、日本に所在する支店が事前確認の申出に準じた申出を行う場合には、APAは、内国信託会社などの所定の事業を行う法人を除き、支店とその国外にある本店又は支店との間の取引について適用範囲としない。(5-24)</p>
APAの申出者の要件	
<p>国内及び国外関連取引を行う法人納税者(恒久的施設及び支店を含む)は、APAの申出が可能である。(第2条第1項)</p>	<p>国外関連取引を行う法人で、日本の移転価格の規定が適用される場合には、APAの申出が可能である。(5-2(1))</p>
APAの適格取引	
<p>1. 財・サービスの販売、購入、交換、貸出、リース、及び譲渡に係る事業上の関連者間取引。(以下、「商取引」とする)政府による価格規制対象取引は除く。</p> <p>2. APAの申出に際し、納税者は、1つ以上の関連者間取引を確認対象取引として申請することができる。納税者は、移転価格税制に基づいて、機能、資産及びリスクに応じた事業実態を反映するために、緊密に関連する複数の関連者間取引を1つの取引として扱うことができる。(第3条)</p>	<p>APAの適格取引は、国外関連取引に日本の移転価格の規定が適用される場合とされる。(同上)</p>
承認にかかる所要期間	
<p>各段階における所要期間は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事前相談: 1ヵ月</li> <li>▶ APA申請: 4-5ヵ月</li> <li>▶ 審査: 3-5ヵ月</li> <li>▶ 交渉及び締結: 特定の期間無し</li> </ul> <p>(第8条)</p>	<p>各段階における所要期間は、以下のとおりである。二国間APA(BAPA)の過去の実績では、申請から相互協議の合意までの平均期間は約2年程度とされているが、相手国や案件等の状況により異なる<sup>13</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事前相談: 特定の期間無し</li> <li>▶ 申請: 特定の期間無し</li> <li>▶ 審査: 4-12ヵ月</li> <li>▶ 相互協議: 12ヵ月</li> <li>▶ 合意文書: 特定の期間無し</li> </ul>

11. Circular201第21条第4項

12. Circular201第8条及び移転価格事務運営要領1-1(37)

13. 事前確認の状況(APALレポート)平成25年。BAPA案件の平均的な実施期間は、2011年度では23.6ヵ月であったのに対し、2012年度では29.6ヵ月へと伸びた。

対象年度	
確認対象事業年度は、5事業年度までであり、さらに5事業年度の延長が可能である。(第23条第2項)	確認対象事業年度は、原則として3事業年度から5事業年度とする。(5-7)
自己申出制度	
APAは、納税者の自発的な手続きであり、その申出によって開始される。(第7条及び第8条)	同左(5-2(1))
APAの諸手続き	
APAの申出及びそれ以降の手続きは、ベトナム税務総局の管轄である。(第6条第2項)	所轄国税局担当課が、規定に従い事前確認の審査を行う。(1-1(38))
国内又は二国間のAPA	
国内、二国間及び多国間APAの申出が可能である。(第3条第2項)	国内APAを申出することも可能であるが、NTAは、二国間あるいは多国間でのAPAを二重課税を回避し、予測可能性を確保する観点から推奨している。(5-12(1))
最小限度額	
APAの申出に必要な最低基準額の記載はない。	同左
相互協議の申立て	
相互協議の申立ては、税務総局に提出される。相互協議申立書及びAPA申請関連書類の受領後30日以内に、ベトナム税務総局担当者からベトナム国税庁担当者へ連絡がなされる。ベトナム国税庁からの返答の受領後15日以内に、ベトナム租税当局は、納税者に対し、相互協議の結果及び両国租税当局間で合意された内容を通達する。	相互協議の申立ては、庁相互協議室に提出される <sup>14</sup> 。確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、局担当課、庁担当課及び庁相互協議室が必要に応じ協議を行う。この場合において、局担当課は、事前確認審査を了したときには、庁担当課を通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に連絡する。(5-13)
APAと税務調査	
APAと税務調査の関係に関して通達201号は言及していないが、税務行政の観点から、移転価格調査は事前確認の申出により中断されない。	調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。(2-22(1))
提出された情報の他の目的への使用	
APAの協議が終了した場合もしくはAPAの申出が取下げ、取消し、又は無効になった場合には、APAの申出、APAに係る年次報告書及びその他の関連報告書によって収受されたAPA申請書類及びその他の関係書類は、税務査察、税務調査及び課税に際しての証拠として使用されない。	調査にあたっては、申出者から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く)は使用されない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。(2-22(2))
事前相談	
APA申出の際に、申出の妥当性を検討する事前相談の実施を求めることができる。 事前相談は、以下の場合において実施される必要がある。 1. APAの申出を検討している場合。(最初のAPA申出であるか、もしくはは現行のAPAの対象となっていない取引に係るAPA申出の場合) 2. 現行のAPAが失効となり、更新APAの申出を行う場合。この場合、税務当局が納税者に対し更新を提案する場合と、納税者が任意に更新を求める場合がある。 3. 納税者が締結された国内APAの、二国間又は多国間APAへの置き換えを望んだ場合。もしくは、二国間又は多国間APAの、国内APAへの置き換えを望んだ場合。 4. APAの申出に関し、税務当局の提案に納税者が合意した場合。 (第8条第1~2項)	APAの申出をする前に、申請者は、事前相談の実施を求めることができる。事前相談は、通常のAPA申請手続きの一つと考えられるようになってきている。事前相談は、APAの迅速化及び円滑化を目的として行われるものであるため、事前相談に対応する局担当課及び庁担当課の担当者は、事前相談に際して、下記の点が明確に理解されているかを確認する。 ▶ 確認申出書の添付資料の作成要領 ▶ 提出期限 ▶ 確認取引 ▶ その他事前確認手続きに必要な事項 ▶ 申出者がAPAを申出すべきか、適切な判断を行うための情報 (5-10)

14. 相互協議の手続きについて(事務運営指針第6条第3項)

事前相談の書面による要請は、様式1/APA-TVを用い、ベトナム税務総局に対し提出される。	事前相談の依頼は、APAの担当である局担当課に提出される。(同上)
ベトナム税務総局が事前相談を行う。	APAの担当である局担当課、庁担当課及び二国間におけるAPAの場合は、庁相互協議室が事前相談に参加する。(同上)
申出者は、事前相談の匿名の申出ができない。	申出者は、事前相談を匿名又は実名のどちらかで申出することができる。
事前相談の過程において、納税者は、APA申請書の提出の可否の判断を行う上で必要となる十分な情報、説明、データ、裏付け書類をベトナム税務総局に対して提出することが求められる。	APA申出者は、APAで提出する書類を、事前相談前に局担当課又は税務署長に提出することが奨励されている。
<b>APA申出に必要な情報</b>	
<p>APAの申出は、以下の情報を含む様式2/APA-CTの提出をもって行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 納税者及び確認対象取引に係る関連者の概要</li> <li>▶ 関連者間取引の種類及び規模並びにAPAの期間</li> <li>▶ グループ内における納税者の情報及びグループの情報</li> <li>▶ 産業分析及び納税者の事業活動に影響を与える市場動向分析</li> <li>▶ 納税者及び関連者の機能・資産・リスク分析</li> <li>▶ 申出者及び関連者の財務情報</li> <li>▶ 提案された移転価格算定方法に関する情報</li> <li>▶ APA実施内容及びAPA実施に重大な影響や多大な変更を及ぼす重要な前提事項</li> <li>▶ 各国及び各地域における法人税の納税に関する情報、現地税法と租税条約との関連(二重課税又は二重非課税が発生する範囲及び状況があれば含む)</li> <li>▶ 確認対象関連者間取引に類似した、納税者が行う関連者間取引に係る締結済の事前確認の写し</li> <li>▶ 納税者と関連者間で締結した契約及び法的書類の内、確認対象関連者間取引に影響を与えるもの</li> <li>▶ 税制優遇策、査察及び税務調査の結果(移転価格調査を含む)、租税条約に基づく相互協議手続きの実施に伴う決議や通知等の、関連者間取引に係る税務関連情報等を含むその他関連情報 (第9条第1項)</li> </ul>	<p>独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書(様式2)には下記が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 申出者の名称、住所、代表者及び責任者氏名、事業種目、資本金</li> <li>▶ 国外関連者の名称、住所、代表者及び責任者氏名、事業種目</li> <li>▶ 確認対象事業年度</li> <li>▶ 確認対象取引の内容</li> <li>▶ 独立企業間価格の算定方法 (5-2(2))</li> </ul> <p>移転価格事務運営要領では、確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求めている。(一部のみ記載)</p> <p>確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要を記載した資料</p> <p>事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明を記載した資料</p> <p>事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件に関する資料(重要な前提条件)(5-3)</p> <p>確認申出書に添付された資料のうち、外国語で記載されたものについては、日本語訳を添付するよう求められている。(5-4)</p> <p>確認申出法人が5-3に規定する資料の添付を怠った場合、5-11(3)の資料の提出に応じない場合には、APAの事前確認ができない旨の通知を行う場合がある。(5-15(4))</p> <p>調査課所管法人(大法人)の場合には、所轄国税局長に様式2を2部提出する<sup>15</sup></p>
<p>二国間又は多国間での事前確認を申請する際は、日本とベトナムの租税条約に規定された、様式4-事前確認・相互協議手続きの申請書(第19条第1項)を利用して相互協議の申請を行わなければならない。二国間又は多国間での事前確認の申請に必要な資料は、ベトナム語及び英語で作成されなければならない。(第12条第4項)</p>	<p>他の場合には、所轄税務署長宛に様式2を3部提出する。ただし、相互協議を求める場合には、上記提出部数をそれぞれ3部と4部とする。(5-2(3))</p> <p>二国間APAを申請する場合には、相互協議の申立を別途行う必要がある。納税者は、相互協議申立書及び添付資料を国税庁相互協議室に提出しなければならない(相互協議の手続きについて(事務運営指針6(1)))</p>
<b>申出の取下げ</b>	
申出者は、事前確認交渉の結論が出る前であれば、いつでも事前確認交渉の取下げ及び中止をすることができる。(第16条第1項)	申出者は、いつでも申出を取り下げることができる。(5-9、5-15(2))

15. 局担当課は、100万円又はそれ以上の支払済資本がある納税者を担当する。それ以外の納税者は、税務署長宛に提出する。

申出に係る手数料	
制度の利用に際しての事務手数料は徴収されない。	同左
年次報告書	
APA対象期間の各年度において、年次報告書の提出が求められる。(第17条)	同左(5-17)
<p>年次報告書には、様式3/APA-BC及び下記の資料が含まれる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 以下の事項に変更がある場合はその説明:果たす機能、使用する資産、事業運営において納税者が負担するリスク、価格の算定、売上高総利益率、事前確認において適用された移転価格算定法に使用した利益水準指標</li> <li>▶ 事前確認の遵守状況に関する説明(重要な前提条件に関する更新や変更を含む)</li> <li>▶ 合意された事前確認に則した納税者の調整後税額の説明(税額の増減に影響を及ぼした数値)に関する情報</li> <li>▶ 事前確認の対象期間及びその他の事前確認の関連事項の更新・変更に関する納税者の意見(新しく発生した事象、税に関連した争議等の変化があれば)</li> </ul> <p>(第17条第2項(c))</p>	<p>「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」(別紙様式8)には下記が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行っていることの説明</li> <li>▶ 確認取引に係る確認法人及び当該国外関連者の損益</li> <li>▶ 事前確認の前提となった重要な事業上又は経済上の諸条件の変動の有無に関する説明</li> <li>▶ 確認取引の結果が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認法人が行った価格の調整の説明</li> <li>▶ 確認事業年度に係る確認法人及び当該国外関連者の財務状況</li> </ul> <p>その他確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行っているかどうかを検討する上で参考となる事項(5-17)</p>
相互協議	
申出者が二国間又は多国間での事前確認を申出する際には、相互協議の申立て(様式4/APA-MAP)をベトナム税務総局に提出する。(第19条)	申出者が二国間又は多国間でのAPAを申出する際には、相互協議の申立てを相互協議室に提出する。
確認対象事業年度前の各事業年度への準用	
確認対象事業年度前の各事業年度への準用は、Circularにおいて明確に規定・定義されていないが、認められる場合もあると思われる。(第21条第4項を参照)	確認対象事業年度前の各事業年度への準用は、確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められる場合に認められる。(5-23)
APAの効果	
納税者が事前確認の締結内容を厳格に遵守している限りにおいて、締結された事前確認は税務当局及び納税者双方に対して効力がある。(第23条第1項)	所轄税務署長は、申出者が事前確認を受けた国外関連者間取引(以下「確認取引」)に係る各事業年度において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。(5-16)
APAの取消し	
<p>下記の事項で、事前確認を取り消す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事前確認の施行、報告、改定申請の最中に、納税者が意図的に真実でない情報の提供や不正行為を行った場合</li> <li>▶ 海外の税務当局による事前確認の取消申請があった場合</li> </ul> <p>(第27条第1項)</p>	<p>局担当課は、下記の事項で、事前確認を取り消す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 重要な事業上又は経済上の諸条件について事情の変更が生じたにもかかわらず、改定の申出を確認法人が行わなかった場合</li> <li>▶ 確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行わなかった場合</li> <li>▶ 規定された年次報告書を提出しなかった場合(又は重要な誤りがあった場合)</li> <li>▶ 事前確認の基礎とした事実関係が真実でない場合又は申出の内容に重大な誤りがあった場合</li> </ul> <p>(5-21)</p>
APAの更新	
APAは、初回のAPAと同様の手続きにより更新が認められる。(第24条第3項)	同左(5-22)

## 4. ベトナムのAPAによる日本企業への便益

多国籍企業がグループ間取引の移転価格を利用して租税を回避しているのではないかという懸念の下、ベトナム税務当局は、移転価格調査の実施<sup>16</sup>、移転価格文書の義務化、その他の施策を通して、移転価格税制の厳格な適用及び執行を強化している。2013年には1,965社に対して移転価格調査を行い、その結果、更正金額はおよそ1億8,570万USDドルに上り、加算税及び追徴税額はおよそ4,600万USDドルに達した<sup>17</sup>。2014年前半には、557社<sup>18</sup>から合計2,720万USDドルに及ぶ追加税額が徴収されており、今後も移転価格調査の件数は大幅に増加するものと予想されている。外国投資企業への移転価格政策運営のための国家行動計画<sup>19</sup>(2012年~2015年)では、年間に行われる税務調査の少なくとも20%は移転価格調査に充てられる計画となっている。ベトナムにおける移転価格調査時には、Circular 66に則り、調査対象となっている企業が対象期間に係る同時移転価格文書を用意している場合であっても、申告した利益が著しく低く、その低い利益を正当化するための有効な説明や証拠が提出できない場合には、ベトナム税務当局によるシークレットコンパラブル<sup>20</sup>に基づいた移転価格課税が行われるリスクがある<sup>21</sup>。それだけでなく、ベトナムにおいては移転価格の前例が数多く存在しないために、ベトナムで事業を運営する多国籍企業は、常に様々なリスクや不確実性に直面しているといえる。

移転価格調査件数の増加に伴って強まる移転価格課税、それによる二重課税、ペナルティーのリスク、さらに、移転価格課税に関して有効な異議申立て制度がベトナムに存在しない事情を鑑みると、国際税務リスクを管理し確実性を担保するために、事前確認の申出は最良の選択肢になりうるものといえる。

ベトナムにおけるAPAの導入は、国際税務上のリスクを管理し確実性を担保することを可能にするものであり、ベトナムにおいて事業を営む日本企業にとっては歓迎すべき進展である。国外関連取引の安定性確保のため当該制度を活用することは、検討に資するものであるといえる。

16. ベトナムニュース、移転価格による企業の租税回避、2013年1月3日、<http://vietnamnews.vn/economy/234813/firms-evade-taxes-through-transfer-pricing.html> (2014年6月5日に閲覧)

17. Luis Coronado and Phat Tan Nguyen、ベトナム新APAガイドンス、21 国際移転価格ジャーナル 2014、No.3(2014年5月)

18. ベトナムニュース、<http://vietnamnews.vn/economy/258006/tax-agencies-to-audit-suspect-firms.html> (2014年8月29日に閲覧)

19. ベトナム財務省は、2012年5月21日に、第1250番決議/QD-BTCにおいて国家行動計画を承認した。

20. シークレットコンパラブルとは、税務当局のみが有する比較対象企業の情報であり、その情報を利用して移転価格調整が行われる。比較対象企業の情報が一般公開されていない場合、税務当局は、シークレットコンパラブルを利用することで、非公開の第三者比較対象取引を独立企業間原則に適用する。

21. ベトナムでは、移転価格Circular117及び66に則り、税務当局が「特定のデータベースを開発、維持、更新」し、そのデータベースを「移転価格調査及び監査のためのシークレットコンパラブルとして」使用する。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC201507013

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)